

# 専属産業医の遠隔化及び兼務要件の緩和

医療・介護ワーキング・グループ

2020年11月9日

- 1. 産業医不足の現状**
- 2. 産業医の選任と職務**
- 3. 産業医職務のICT化案**
- 4. 要望①専属産業医の遠隔化**
- 5. 要望②専属産業医の兼務要件の緩和**

## 1. 産業医不足の現状

## 2. 産業医の選任と職務

## 3. 産業医職務のICT化案

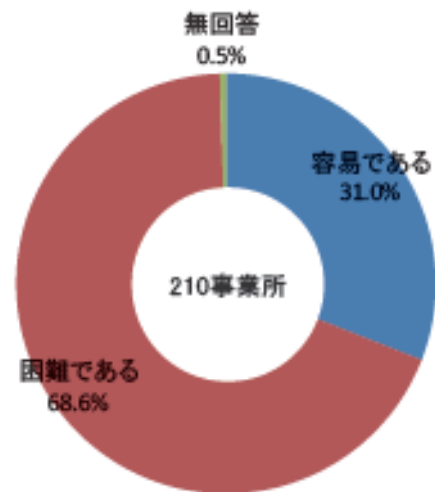
## 4. 要望①専属産業医の遠隔化

## 5. 要望②専属産業医の兼務要件の緩和

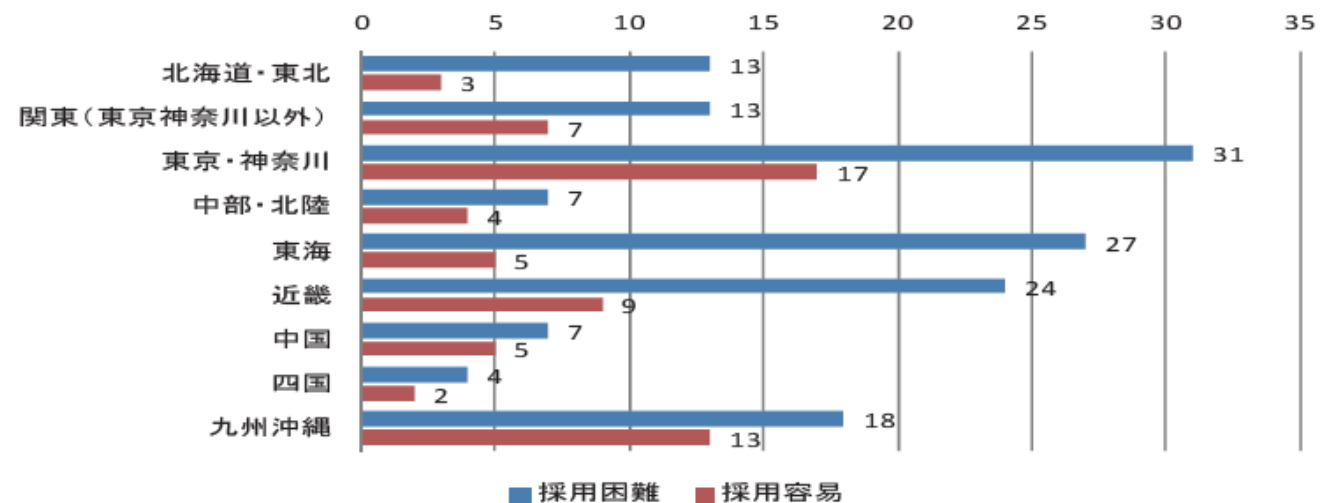
# 1. 産業医不足の現状

従業員1,000人以上の事業所に産業医の確保についてアンケート調査をした結果、**68.6%**が『**産業医の採用が困難**』と回答

1,000人以上の事業所



1,000人以上の事業所の採用選任の容易困難



- 従業員1,000人以上の事業所（専属産業医の選任が義務付けられている事業所）のうち、**68.6%**が「**産業医の確保が困難**」と回答。
- 全ての地域で「採用困難」が「採用容易」を上回る。特に北海道・東北、東海、近畿で大きく上回る。
- 困難である理由は「**地域的に採用が難しい**」、「**応募者がなかなかみつからなかった**」、「**事業者が望む専門能力を有する産業医がみつからない**」等。

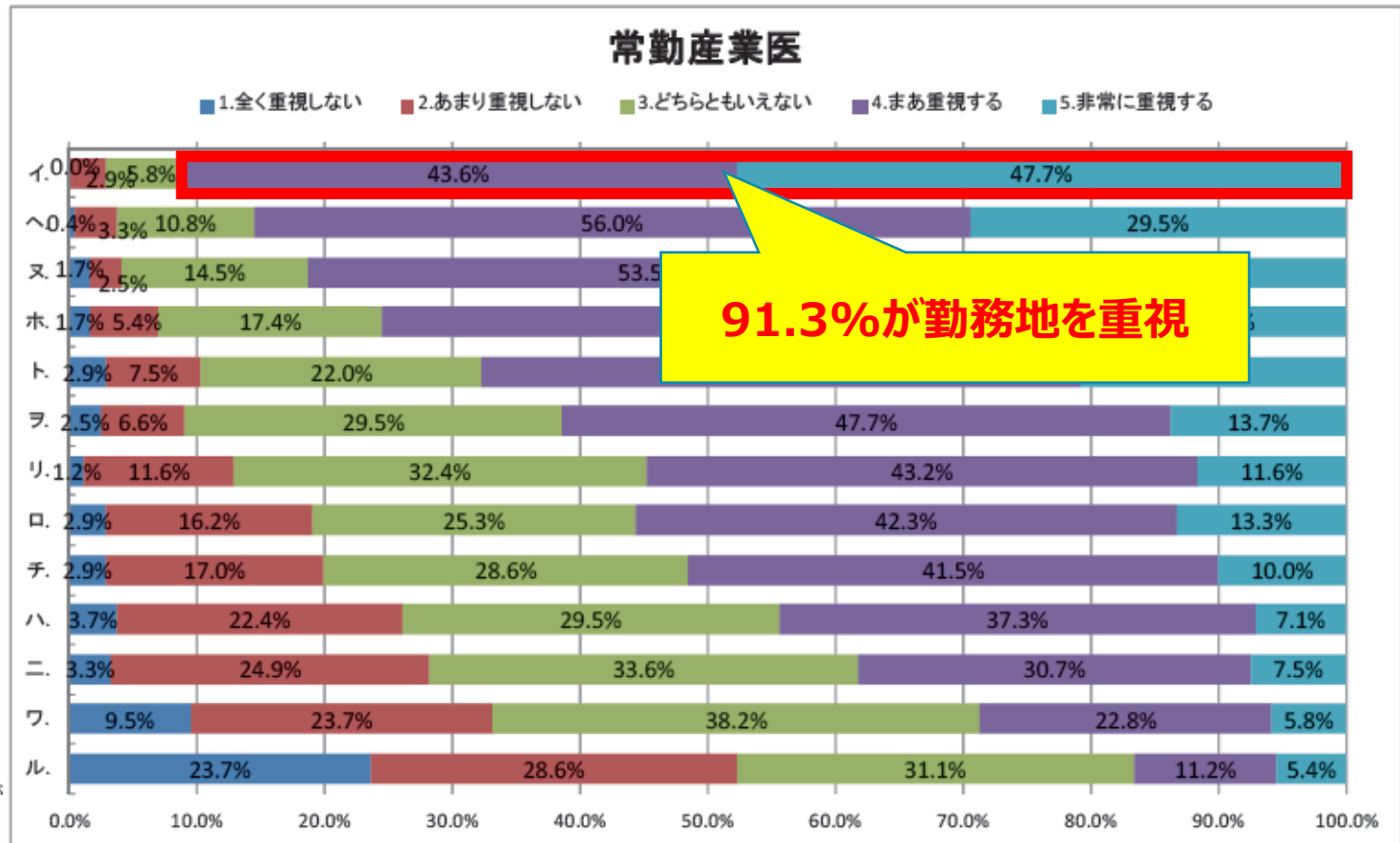
引用元:平成30年3月 産業医需要供給実態調査事業報告書 p.39~49  
(産業医需要供給実態調査事業委員会)

# 1. 産業医不足の現状

常勤産業医が職務を行う上で重視する項目についてのアンケート調査では、**91.3%**が『勤務地を重視する』と回答

イ. 勤務地

- イ. 勤務地
- ヘ. 勤務日数・勤務時間
- ヌ. 事業所の産業保健活動に対する理解
- ホ. 給与（報酬）
- ト. 有給休暇や研究日の取得
- ヲ. 事業所が求める産業医の専門性や業務内容
- リ. 産業保健スタッフの数
- ロ. 業種（事業場の業務内容）
- チ. 職責・職位
- ハ. （勤務する）事業所の規模
- ニ. 企業全体（グループ）の規模
- ワ. 医学研究への協力
- ル. （日本産業衛生学会等の）指導医による指導が受けられる



**91.3%が勤務地を重視**

引用元:平成30年3月 産業医需要供給実態調査事業報告書 p.90  
(産業医需要供給実態調査事業委員会)

1. 産業医不足の現状

**2. 産業医の選任と職務**

3. 産業医職務のICT化案

4. 要望①専属産業医の遠隔化

5. 要望②専属産業医の兼務要件の緩和

## 2. 産業医の選任と職務

### ○労働安全衛生規則

#### 第十三条（産業医の選任）

法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

三 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。

（略）

四 常時三千人をこえる労働者を使用する事業場にあつては、二人以上の産業医を選任すること。

図表：厚生労働省資料をもとに作成

従業員数	1～49人	50～999人	1,000～3,000人	3,000人超
産業医の選任	選任義務なし	産業医 (嘱託可)	産業医 (専属)	2人以上の産業医 (専属)
産業医の執務	—	訪問またはオンライン	駐在(*)	

\* 専属産業医は当該事業場に駐在することを求められている。

<2019年度 規制改革ホットライン 厚生労働省回答>

「常駐しない場合、産業医が、健康診断の実施、健康障害の原因の調査と再発防止対策の樹立等の労働者の健康管理等を、一人一人の作業環境等を踏まえて、適切に実施することが困難になるおそれがあることから、引き続き**産業医の駐在が必要**」

**専属産業医は当該事業場に駐在することを求められているため、  
事業場近隣で採用せざるを得ない。**

## 2. 産業医の選任と職務

### 第十四条（産業医及び産業歯科医の職務等）

法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- 一 **健康診断**の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 二 法第六十六条の八第一項、第六十六条の八の二第一項及び第六十六条の八の四第一項に規定する**面接指導**並びに法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。（\*）
- 三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する**面接指導**の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。（\*）
- 四 **作業環境の維持管理**に関すること。
- 五 **作業の管理**に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、**労働者の健康管理**に関すること。
- 七 **健康教育、健康相談**その他労働者の健康の保持促進を図るための措置に関すること。
- 八 **衛生教育**に関すること。
- 九 労働者の**健康障害の原因の調査及び再発防止**のための措置に関すること。

### 第十五条（産業医の定期巡視）

産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）**作業場等を巡視**し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 第十一条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 二 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの。

**第十四条第二及び三号の面接指導は情報通信機器を用いて行うことが認められているが、  
その他職務についてはICT活用の可否が明確になっていない。**

\* 一定の条件を満たす場合、情報通信機器を用いた面接指導を行うことが可能。（平成27年9月15日通達）



1. 産業医不足の現状

2. 産業医の選任と職務

**3. 産業医職務のICT化案**

4. 要望①専属産業医の遠隔化

5. 要望②専属産業医の兼務要件の緩和

### 3. 産業医職務のICT化案

no	産業医の職務	対応案	ICTの活用
1	健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置	健康診断（1年に1回/委託可）：対面結果の確認、措置：情報通信機器の活用	△
2	長時間労働者に対する面接指導並びに必要な措置の実施	情報通信機器を用いた面接指導（一定の条件を満たす場合に限る）	○
3	ストレスチェック、面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置		
4	作業環境の維持管理	巡視（1～2か月に1回）：訪問対応 作業環境管理等：情報通信機器による管理	△
5	作業の管理		
6	労働者の健康管理	健康診断や面談結果をもとに情報通信機器により管理	○
7	健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置	情報通信機器による教育、相談、措置	
8	衛生教育	情報通信機器による教育	
9	労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置	情報通信機器による調査、措置	
10	定期巡視	巡視（1～2か月に1回）：訪問対応	△

○：ICT化可能 △：現行通り可

**産業医の職務は健康診断の実施及び巡視を除き、ICT化が可能と考える。**  
 （健康診断の実施及び巡視は頻度が低いため、現行通りでも可）

1. 産業医不足の現状
2. 産業医の選任と職務
3. 産業医職務のICT化案
- 4. 要望①専属産業医の遠隔化**
5. 要望②専属産業医の兼務要件の緩和

## 4. 要望①専属産業医の遠隔化

要望①：ICTの活用を前提に、事業場外から遠隔で職務を行う専属産業医の選任を認めてほしい

	課題	対応案とその効果
1	専属産業医の職務場所について <b>根拠法文等の提示はないが</b> 、厚生労働省からは「労働者の作業環境を踏まえて、健康管理等を適切に行うために、 <b>当該事業場の駐在が必要</b> 」と指導されている。 * 2019年度規制改革ホットラインより	労働安全衛生規則が定める産業医の職務については、当該事業場に駐在せずとも、都度の訪問やICTによる <b>遠隔からの業務遂行が可能</b> 。
2	産業医は全国的に不足しているが、特に郊外の大規模な事業場では <b>専属産業医の確保が極めて困難</b> 。	<b>遠隔化により、効率的な産業医の配置が可能</b> となり、全国的な不足の解消が期待できる。
3	2019年施行の働き方改革関連法によって、労働者の健康確保に向けた産業医・産業保健機能の強化が盛り込まれ、 <b>質が高く自社に適した専属産業医を確保するニーズが高まっている</b> 。	<b>遠隔化により、自社に適した産業医の配置が可能</b> となり、質の高い産業保健活動が遂行できる。

### ➤ 効果

より多くの事業場で産業医を選任することが可能となる。

1. 産業医不足の現状
2. 産業医の選任と職務
3. 産業医職務のICT化案
4. 要望①専属産業医の遠隔化
- 5. 要望②専属産業医の兼務要件の緩和**

## 要望② 専属産業医の兼務要件の緩和

要望②：ICT化を前提に、専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務するための要件「地理的関係が密接であること（通常の交通手段で1時間以内）」を撤廃してほしい

○専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて（平成9年3月31日）  
専属産業医の所属する事業場と非専属事業場とが[1]地理的密接であること、[2]労働衛生に関する協議組織が設置されている等労働衛生管理が相互に密接し関連して行われていること、[3]労働の様相が類似していること等、一体として産業保健活動を行うことが効率的であること。

○専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的関係について（平成25年12月25日）  
「地理的密接であること」については、当該二つの事業場間を徒歩又は公共の交通機関や自動車等の通常交通手段により、1時間以内で移動できる場合も含まれる。

### ➤ 効果

より多くの事業場で産業医を選任することが可能となる。